

郵便はがき

料金後納  
郵便

## 償却資産の申告について

- 1 申告期限           年    月    日
- 2 課税区   中央区   花見川区   稲毛区  
          若葉区   緑区   美浜区
- 3 提出先   東部市税事務所 法人課 償却資産班
- 4 受付時間   午前9時から午後5時まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く
- 5 償却資産の申告書の送付については裏面をご覧ください。

千葉市東部市税事務所  
法人課 償却資産班

〒264-8582   千葉市若葉区桜木北2丁目1番1号  
若葉区役所内   TEL 043-233-8146

所有者コード \_\_\_\_\_

## 償却資産申告のお知らせ

市税につきましては日頃格別なご協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

貴社（貴殿）におかれましては、償却資産（固定資産税）の電算処理方式をご利用いただいておりますので、本状をもってお知らせします。

### ◆ご提出書類チェックリスト（電算処理方式）◆

- 申告書右上に本状記載の所有者コード及びマイナンバーは記入されていますか。  
※マイナンバーの添付書類はホームページでご確認ください。
- 全資産について1月1日現在の評価額が記載されていますか。
- 「全資産」の明細を添付されていますか。
- （郵送での申告で「控」の返信をご希望の場合）送料分の切手を貼付した返信用封筒を同封されていますか。
- 申告内容の確認のため、「固定資産台帳（減価償却費の計算等が記載された書類）」の提出もお願いします。
- ◇非課税、特例の対象資産をお持ちの場合は、その申告書・届出書の提出もお願いします。

※詳細な情報は、各ホームページをご覧ください。

千葉市 償却資産 [検索](#) （千葉市 償却資産 ホームページ）

電子申告による申告も可能です。

エルタックス [検索](#) （地方税ポータルシステム eLTAX）